

**淡路市介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和3年4月施行版)**

令和3年4月

訪問型サービス(訪問介護相当サービス)サービスコード表	1
訪問型サービス(緩和した基準による訪問サービス)サービスコード表	2
通所型サービス(通所介護相当サービス)サービスコード表	3
通所型サービス(緩和した基準による通所サービス)サービスコード表	4
介護予防ケアマネジメントサービスコード表	5

訪問型サービス(訪問介護相当サービス)サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
A2 1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	1,176	1月につき
A2 2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	39	1日につき
A2 1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	2,349	1月につき
A2 2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	77	1日につき
A2 1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自) (Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,727	1月につき
A2 2321	訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	123	1日につき
A2 2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自) (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで	268	1回につき
A2 2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自) (Ⅴ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度) ※1月の中で全部で8回まで	272	
A2 2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自) (Ⅵ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) ※1月の中で全部で12回まで	287	
A2 1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費(独自) (短時間サービス)	事業対象者・要支援1・要支援2(20分未満) ※1月につき22回まで	167	
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算	1月につき
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1月につき
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算	1日につき
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算	1回につき
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算	1日につき
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算	1回につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5%加算	1日につき
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5%加算	1回につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算		200単位加算	200
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算	
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算	
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算	
A2 6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	
A2 6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000加算	
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000加算	
A2 8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の 1/1000 加算	

※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能

※令和3年9月30日までの間は、訪問型サービス費のイからトまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算
令和3年9月30日までの上乗せ分は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

訪問型サービス（緩和した基準による訪問サービス） サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1121	訪問型独自サービスⅠ/2	イ 訪問型サービス費(独自) (Ⅰ)	1,005	1月につき
A2	2121	訪問型独自サービスⅠ/2日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	33	1日につき
A2	1221	訪問型独自サービスⅡ/2	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	2,007	1月につき
A2	2221	訪問型独自サービスⅡ/2日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	66	1日につき
A2	1331	訪問型独自サービスⅢ/2	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,183	1月につき
A2	2331	訪問型独自サービスⅢ/2日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	105	1日につき
A2	2421	訪問型独自サービスⅣ/2	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで	229	1回につき
A2	2521	訪問型独自サービスⅤ/2	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度) ※1月の中で全部で8回まで	233	
A2	2631	訪問型独自サービスⅥ/2	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) ※1月の中で全部で12回まで	246	
A2	1421	訪問型独自短時間サービス/2	ト 訪問型サービス費(独自) (短時間サービス)	143	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	チ 初回加算	200単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000加算
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000加算
A2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の 1/1000 加算	

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
 ※介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能
 ※令和3年9月30日までの間は、訪問型サービス費のイからトまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する
 ※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算、令和3年9月30日までの上乗せ分は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

通所型サービス(通所介護相当サービス)サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
A6 1111	通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,672単位	1,672	1月につき
A6 1112	通所型独自サービス1日割			55単位	55	1日につき
A6 1121	通所型独自サービス2		事業対象者・要支援2	3,428単位	3,428	1月につき
A6 1122	通所型独自サービス2日割			113単位	113	1日につき
A6 1113	通所型独自サービス1回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	384単位	384	1回につき
A6 1123	通所型独自サービス2回数			事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	395単位	395
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算			1月につき
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6 8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A6 6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752	
A6 5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	
A6 5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225	
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	
A6 6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50	
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200	
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150	
A6 5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160	
A6 5006	通所型独自複数サービス実施加算ⅠⅠ	チ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480
A6 5007	通所型独自複数サービス実施加算ⅠⅡ			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480
A6 5008	通所型独自複数サービス実施加算ⅠⅢ		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6 5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700
A6 5005	通所型独自サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算		120単位加算	120	
A6 6011	通所型独自サービス提供体制強化加算ⅠⅠ	ヌ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88
A6 6012	通所型独自サービス提供体制強化加算ⅠⅡ			事業対象者・要支援2	176単位加算	176
A6 6107	通所型独自サービス提供体制強化加算ⅡⅠ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72
A6 6108	通所型独自サービス提供体制強化加算ⅡⅡ			事業対象者・要支援2	144単位加算	144
A6 6103	通所型独自サービス提供体制強化加算ⅢⅠ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24
A6 6104	通所型独自サービス提供体制強化加算ⅢⅡ			事業対象者・要支援2	48単位加算	48
A6 4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ル 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (3月に1回を限度)	100単位加算	100	
A6 4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算ⅡⅠ			200単位加算	200	
A6 4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算ⅡⅡ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100	
A6 6200	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算Ⅰ	ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき
A6 6201	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算Ⅱ			(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (6月に1回を限度)	5単位加算	5
A6 6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ワ 科学的介護推進体制加算		40単位	40	1月につき
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算		
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算		
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算		
A6 6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の90%加算		
A6 6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の80%加算		
A6 6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ		コ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算	
A6 6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000 加算			
A6 8310	通所型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の1/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
A6 8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,672単位	定員超過の場合 × 70%	1,170	1月につき
A6 8002	通所型独自サービス1日割・定超			55単位		39	1日につき
A6 8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,428単位		2,400	1月につき
A6 8012	通所型独自サービス2日割・定超			113単位		79	1日につき
A6 8003	通所型独自サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	384単位		269	1回につき
A6 8013	通所型独自サービス2回数・定超			事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで		395単位	277

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
A6 9001	通所型独自サービス1・欠	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,672単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,170	1月につき
A6 9002	通所型独自サービス1日割・欠			55単位		39	1日につき
A6 9011	通所型独自サービス2・欠		事業対象者・要支援2	3,428単位		2,400	1月につき
A6 9012	通所型独自サービス2日割・欠			113単位		79	1日につき
A6 9003	通所型独自サービス1回数・欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	384単位		269	1回につき
A6 9013	通所型独自サービス2回数・欠			事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで		395単位	277

「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」、支給限度管理の対象外の算定項目
 ※介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能
 ※令和3年9月30日までの間は、通所型サービス費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する

通所型サービス（緩和した基準による通所サービス） サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
A6 1211	通所型独自サービス/21	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,420単位	1,420	1月につき		
A6 1212	通所型独自サービス/21日割			47単位			47	
A6 1221	通所型独自サービス/22		事業対象者・要支援2	2,911単位	2,911	1月につき		
A6 1222	通所型独自サービス/22日割			96単位			96	
A6 1213	通所型独自サービス/21回割		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		327	327	1回につき
A6 1223	通所型独自サービス/22回割		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで		336	336	
A6 6125	通所型独自サービス同一建物減算/21	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき		
A6 6126	通所型独自サービス同一建物減算/22		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752			
A6 6021	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ/21	ロ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88		
A6 6022	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ/22			事業対象者・要支援2	176単位加算	176		
A6 6127	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ/21		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72		
A6 6128	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ/22			事業対象者・要支援2	144単位加算	144		
A6 6123	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ/21		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24		
A6 6124	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ/22			事業対象者・要支援2	48単位加算	48		
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ハ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の59/1000加算					
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の43/1000加算					
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の23/1000加算					
A6 6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の90%加算					
A6 6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の80%加算					
A6 6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ニ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の12/1000加算					
A6 6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の10/1000加算					
A6 8310	通所型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応			所定単位数の1/1000加算			

定員超過の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位			
A6 8004	通所型独自サービス/21・定超	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,420単位	定員超過の場合 × 70%	994 33 2,038 67 229 235			
A6 8005	通所型独自サービス/21日割・定超			47単位			33		
A6 8014	通所型独自サービス/22・定超		事業対象者・要支援2	2,911単位			2,038	1月につき	
A6 8015	通所型独自サービス/22日割・定超			96単位					67
A6 8006	通所型独自サービス/21回割・定超		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで			229	1回につき	
A6 8016	通所型独自サービス/22回割・定超		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで			235		

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位			
A6 9004	通所型独自サービス/21・人欠	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,420単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	994 33 2,038 67 229 235			
A6 9005	通所型独自サービス/21日割・人欠			47単位			33		
A6 9014	通所型独自サービス/22・人欠		事業対象者・要支援2	2,911単位			2,038	1月につき	
A6 9015	通所型独自サービス/22日割・人欠			96単位					67
A6 9006	通所型独自サービス/21回割・人欠		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで			229	1回につき	
A6 9016	通所型独自サービス/22回割・人欠		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで			235		

「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能
 ※令和3年9月30日までの間は、通所型サービス費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する

介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者、要支援1・2 438単位	438	1月につき
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算	300単位	300	
AF	6132	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算	300単位	300	
AF	8300	介護予防ケア令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の 1/1000加算		

※令和3年9月30日までの間は、介護予防ケアマネジメント費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する

[脚注]

1.単位数算定記号の説明

+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位

-〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位

×〇〇% ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100

〇〇%加算 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇/100

2.市町村が独自に設定する項目について

以下の項目については、市町村が規定する。

各項目の留意点は以下のとおり。

サービス	項目	留意点
訪問型サービス(独自) 通所型サービス(独自) 介護予防ケアマネジメント	合成単位数	国が規定する単位数を 勘案 し、 市町村が規定する。 単位数は数字5桁以内とする。
訪問型サービス(独自/定率) 訪問型サービス(独自/定額) 通所型サービス(独自/定率) 通所型サービス(独自/定額) その他の生活支援サービス	サービスコード	数字又は英字とする。 英字は大文字アルファベットのみ であり、「I」、「O」、「Q」を除く。
	サービス内容略称	全角32文字以内とする。
	対象者	以下のいずれかとする。 (※サービス種類ごとに異なる。) ・事業対象者 ・要支援1 ・要支援2
	合成単位数	数字5桁以内とする。
	算定単位	以下のいずれかとする。 ・1回につき ・1日につき ・1月につき ・1週間につき

【色わけについて】 赤字→変更 水色→新設